

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立栗東体育館	滋賀県立伊吹運動場	
所管課	スポーツ健康課	スポーツ健康課	
現行指定管理者	(公財) 滋賀県体育協会	(公財) 伊吹山麓スポーツ文化振興事業団	
設置年月	平成6年11月	昭和54年4月	
所在地	栗東市上鉤514	米原市春照105	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積：5,581.00㎡ 建築面積：2,919.77㎡ 延床面積：3,201.18㎡ 施設構造：鉄筋コンクリート造2階建 施設内容： アリーナ 1648.40㎡、観客席150席、トレーニング室90㎡、会議室、駐車場（30台）	敷地面積：10,130.00㎡ 建築面積：459.45㎡ 延床面積：664.27㎡ 施設構造：鉄筋コンクリート造1階建 他 施設内容： 人工芝グラウンド 6,970㎡ 11人制1面（6人制3面） 管理棟（本部室、多目的室、器具庫、更衣室、シャワー室） 観客席（約500人）	
管理経費(平26予算額)	34,552,000円	2,225,000円	
財源内訳	使用料		
	その他特財	272,000円	166,000円
	一般財源	34,280,000円	2,059,000円
指定管理者制度選考方針	経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年2月に取りまとめた公の施設の見直しで、「市町への移管に向けて協議を行う」とした施設で、平成18年4月から平成19年度末までの2年間、(財)滋賀県体育協会に、非公募で指定管理委託を行った。 平成20年3月に策定した新しい行政改革の方針に基づき、平成20年4月～平成22年度末までの3年間、再度(財)滋賀県体育協会と、非公募で指定管理委託を行った。 平成21年12月に策定した「公の施設見直し計画」に基づき栗東市と移管協議を行うため、平成23、24、25、26年度に非公募で指定管理委託を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年2月に取りまとめた公の施設の見直しで、「市町への移管に向けて協議を行う」とした施設で、平成18年4月から平成19年度末までの2年間、米原市に、非公募で指定管理委託を行った。 平成20年3月に策定した新しい行政改革の方針に基づき、平成20年4月～平成22年度末までの3年間、米原市が、伊吹運動場に近接する伊吹山麓青少年総合体育館の指定管理を行っている団体と、非公募で指定管理委託を行った。 平成21年12月に策定した「公の施設見直し計画」に基づき米原市と移管協議を行うため、平成23、24、25、26年度にそれぞれ非公募で指定管理委託を行った。
	方針	栗東市と「公の施設見直し計画」に基づき話し合いを行ってきたが、合意にいたっていない状況。見直し計画は平成26年度までで、その後の方針策定は平成26年度末になるため、平成27年度の1年間を非公募で指定管理委託を行う。	米原市と「公の施設見直し計画」に基づき話し合いを行ってきたが、合意にいたっていない状況。見直し計画は平成26年度までで、その後の方針策定は平成26年度末になるため、平成27年度の1年間を非公募で指定管理委託を行う。
	募集方法	非公募	非公募
	指定単位	単独	単独
指定期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日の1年間	平成27年4月1日～平成28年3月31日の1年間	
備考			